

「『規制改革特区』の実現に向けて」に対する四病院団体協議会の意見(反対声明)

政府は内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部を設置し、特定地域にのみ規制の特例措置を講ずる特区制度を設けるべく検討を進めている。その目的は、規制改革により民間経済の活性化を図ることにあり、医療分野においても、いわゆる「医療特区」を設定しようとするものである。

しかし、四病院団体協議会は下記の理由により、「医療特区」構想は、世界に評価されているわが国医療制度の根幹を揺るがすものであると考え、ここに「医療特区」構想は到底容認できないとの態度を表明する。

理 由

規制改革の目的は既得権益を見直し、経済の活性化を図ることにより、国民に利益をもたらすことにある。それは国民を志向するものであり、一部の私企業のためのものではない。特に医療サービスは、元来、市場原理と対極にあるべきもので、最終的には、国の国民に対する責務として確保されなければならない。

このため医療サービスを提供するにあたり、種々の規制が設けられているのであり、医療に直接関与し、実施する者には国家試験を課すなど、一定水準の知識・技能を担保することを通じて、地域住民の健康維持、増進および疾病の治療等に配慮しているところである。

私ども、医療現場を担う者は、医の倫理綱領を掲げ、患者生命の尊重を第一義に、常に医療水準の向上に努めつつ地域医療に従事している。経済性の追求を目的に患者に接しているわけではない。

そもそも生命や健康はこれらに危害が及んだ場合適切な代替措置を講ずることは困難である。また、医療は医療特区の設置による実験や試行により検証する性質のものでもない。しかしながら、医療特区構想は、医療サービスを経済振興の道具として活用しようとするものであり、国民の利益につながるものとは到底思えない。

従って、医療分野における規制緩和は「特区」制度の適用対象とするべきでない。

平成 14 年 9 月 11 日

四 病 院 団 体 協 議 会

社団法人 日本病院会

会 長 中 山 耕 作

社団法人 全日本病院協会

会 長 佐 々 英 達

社団法人 日本医療法人協会

会 長 豊 田 堯

社団法人 日本精神科病院協会

会 長 仙 波 恒 雄